

身体拘束禁止に関する基本指針

デイサービスすみか寿

【基本的考え方】

1. デイサービスすみか寿は、信頼に応える介護を行うため、ご利用者に対する身体拘束を禁止するために、本指針を定めることとする。
2. 身体拘束・行動制限は原則禁止とする

【緊急やむを得ず身体拘束を行う場合】

生命・身体の安全を護るため、次の3つの要件が揃った場合のみ行う

1. 切迫性 : 本人または他の利用者等の生命・身体が危険にさらされている場合
2. 非代替性 : 他に代替する方法がない場合
3. 一時性 : 身体拘束が一時的な場合

【身体拘束を行った場合の手順】

1. 身体拘束の「内容・目的・理由・拘束時間」を詳細に記録する(当事者)
2. 即座に家族に連絡・説明を行う(管理者)
3. 管理者・相談員・看護師共同で拘束解除を速やかに決定する
4. 早期に検討会議を開き、記録を再検討した上、家族・ケアマネ等に「改善に向けた取組」を含め報告する

【身体拘束廃止に向けた取組】

1. 検討会議を開催する(定期:6 カ月ごと、臨時:身体拘束事例発生時)
2. 検討会議は全スタッフが参加する(WEBを含む)
3. 職員研修を年1回行う(新入社員には随時)
4. 指針をホームページに公表する

【身体拘束廃止に向けた日常のケア】

1. 利用者の尊厳を尊重したケア
2. 利用者の人権・権利擁護に資するケア
3. アセスメントに基づく根拠のあるケア
4. スタッフについては、ストレスチェックを含むメンタルヘルス対策を行う

【問い合わせ窓口】

代表取締役・管理者・生活相談員が対応する